

用語の解説

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のことです。なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としました。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めました。

常住地

常住地とは、各人が常住する場所のことです。ここで「常住する」とは、同一の場所に 3 か月以上にわたって住んでいるか、または 3 か月以上にわたって住むことになっている場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村に常住……常住地が従業している市区町村と同一の市区町村にある場合
「自宅」と「自宅外」の場合があります。

他市区町村に常住……常住地が従業している市区町村以外にある場合
(これは、いわゆる従業地に流入している人口を示すものとなっています。)

自市内他区……常住地が 15 大都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市）にある者で、同じ市（都）内の他の区に常住地がある場合

県内他市区町村……常住地が従業先と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

他県……常住地が従業先と異なる都道府県にある場合

従業地

従業地とは、就業者が従業している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村で従業……従業先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅……………従業している場所が、自分の居住している家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれます。また、農林漁業の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれます。

自宅外……………常住地と同じ市区町村に従業先がある者で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業……………従業先が常住している市区町村以外にある場合

(これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものとなっています。)

自市内他区……………常住地が15大都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市)にある者で、同じ市(都)内の他の区に従業地がある場合

県内他市区町村……………従業先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

他県……………従業先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業するという事は、その従業地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業しに来るということで、これは、いわゆる従業地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村としています。

職業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)によって分類したものをいいます。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によります。

平成17年国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類(平成9年12月改訂)を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので、10項目の大分類、61項目の中分類、274項目の小分類から成っています。

なお、職業大分類は次のとおりです。

- A 専門的・技術的職業従事者
- B 管理的職業従事者
- C 事務従事者

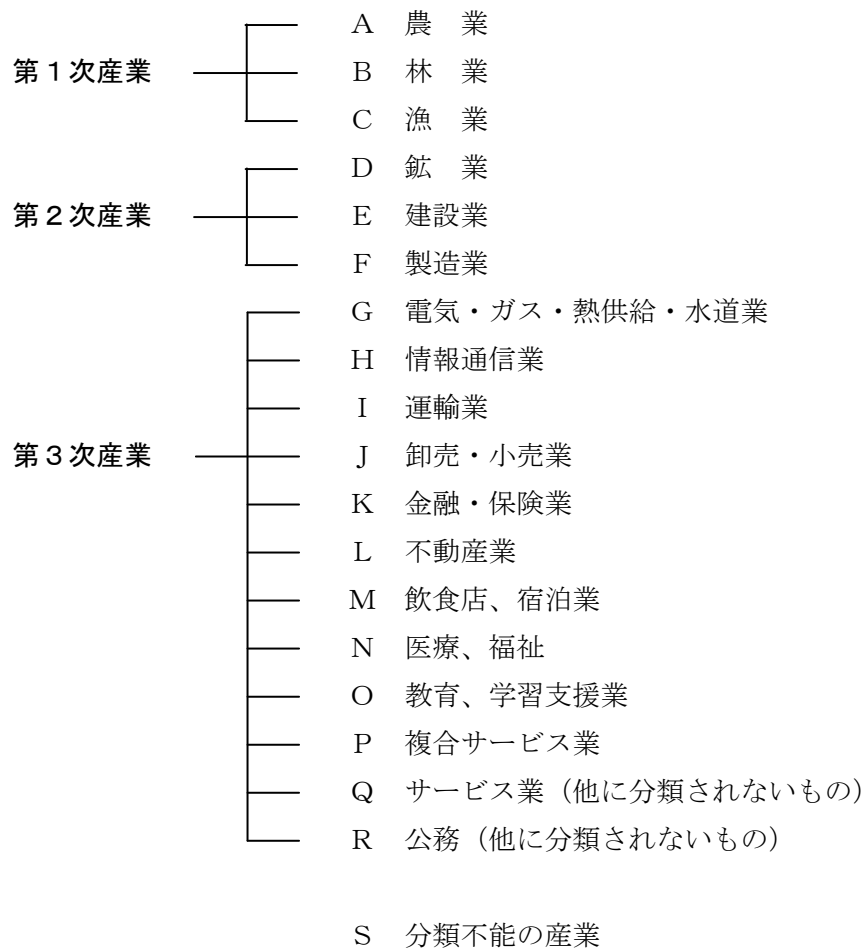
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業作業者
- H 運輸・通信従事者
- I 生産工程・労務作業者
- J 分類不能の職業

産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類したものをいいます。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によつています。

平成 17 年国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので 19 項目の大分類、80 項目の中分類、228 項目の小分類からなっています。なお、本報告書では、産業大分類を 3 部門に集約している場合がありますが、その区分は以下によつています。



流出人口・流入人口（就業者）

A市における「流出人口」とは、A市に常住しA市以外へ通勤する人口をいい、「流入人口」とは、A市以外に常住し、A市に通勤する人口をいいます。

流出率・流入率（就業者）

流出率は、市内に常住する就業者 100 人当たりの流出人口の割合であり、流入率は、市内で従業する就業者 100 人当たりの流入人口の割合です。

[例：A市の流出率の算出方法]

$$\text{A市の流出率} = \text{流出人口} \div \text{A市に常住する就業者数} \times 100$$

[例：A市の流入率の算出方法]

$$\text{A市の流入率} = \text{流入人口} \div \text{A市で従業する就業者数} \times 100$$

昼間人口と夜間人口

従業地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口です。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については考慮していません。また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口です。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

$$\text{A市の昼間人口} = \text{A市の常住人口} - \text{A市からの流出人口} + \text{A市への流入人口}$$

昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合であり、100 を越えているときは通勤人口の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示しています。

[例：A市の昼夜間人口比率の算出方法]

$$\text{A市の昼夜間人口比率} = \text{A市の昼間人口} \div \text{A市の常住人口} \times 100$$